

岐阜県公報

目次

公安委員会規則

岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則

公 示

県営土地改良事業の換地処分

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

公共測量の実施

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良区役員の退任

土地改良区の定款の変更認可

(運輸免許課) 三三三

(農地整備課) 三五

(建設政策課) 三五

(用地課) 三六

(岐阜農林事務所) 三六

(同) 三七

(同) 三七

公安委員会規則

岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年一月十九日

岐阜県公安委員会

委員長 石 井 成 一

岐阜県公安委員会規則第一号

岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則

岐阜県道路交通法施行規則(昭和三十五年岐阜県公安委員会規則第十三号)の一部を

次のように改正する。

第五条の三第四項第一号中「警察官等」を「警察官」に改める。

第十六条第一項中「運転免許の条件等変更(解除)審査申請書」を「運転免許の条件

変更(解除)審査申請書」に改める。

第十七条第一項中「特定失効者」を「法第九十七条の二第一項第三号に規定する特定

失効者(以下「特定失効者」という。)」に改め、同項の表岐阜試験場の部木曜日及び

び金曜日(以下「大型免許、中型免許、普通免許、大型特殊免許、大型一輪免許」を

「牽引第一種免許、大型免許、中型免許、普通免許、大型特殊免許、大型一輪免許」に

改め、同表多治見試験場の部、東濃試験場の部及び高山試験場の部中「大型特殊第二種

免許」の下に「牽引第二種免許」を加え、同条第二項の表高山試験場の項の次に次の

ように加える。

岐阜運転者講習センター

月曜日から金曜日まで

第十七条第二項の表中濃運転者講習センターの項中「火曜日、水曜日及び金曜日」

第7号様式 (第16条関係)

運転免許の条件変更(解除)審査申請書

を「から金曜日まで」に改める。

※太線の枠の中のみ記入してください。

岐阜県公安委員会様		平成 年 月 日		登録番号	
フリガナ					
氏名					男・女
生年月日	昭・平 年 月 日生	携帯	—	—	
		自宅	—	—	
本籍・国籍	□変更なし				
住所					
変更(解除)しようとする免許の条件					
交付	平成 年 月 日	—	平成 年 月 日	まで有効	
免許の条件					
免許証番号	第				号
現に受けている免許	第一種	二小原	昭平 年 月 日		
	その他	昭平 年 月 日	大型	中型	普通
	第二種	昭平 年 月 日	11	18	12
			13	21	22
			15	16	17
			31	38	32
			33	34	
試験区分	2	全免区分	8・9	練習方法	
条件コード					
				登録	平成 年 月 日
				免許証訂正	未・済

審査結果表

氏名								
適性	裸眼	右眼	視野	右	度	運動能力	適・否	免許を与える場合の条件 (850・860・870)付与・変更・解除 (120)
		左眼		左	度			
		両眼		計	度			
試験	眼鏡	右眼	深視力	1回目	mm	聴力	適・否 (1号・2号)	
		左眼		2回目	mm			
		両眼		3回目	mm			
区分	適性・技能						摘要	
	番号		合否		試験官印			
審査								

別記第七号様式を次のように改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

公 示

県営土地改良事業の換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、
県営土地改良事業八幡地区の換地処分を平成二十八年一月四日にしたので、同法第八十
九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により公示する。

平成二十八年一月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項第四号（廃業等）の規定に基
づき、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定
により公告する。

平成二十八年一月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

取消年月	商号又は 名称	代表者の 氏名	主たる営業所 の所在地	許可番号	取り消した工事業
平成二十 七年十一 月十七日	株式会社 朝田治吉 商店	代表取締 役 朝田 剛明	大垣市船町一 丁目一〇番地	般二十四 八三四四	とび・土工及び鋼 構造物工事業
平成二十 七年十一 月二十五 日	株式会社 大東	代表取締 役 篠田 信良	大垣市旭町八 丁目一四番地	般二十三 一〇六八	建築、大工、内装 仕上及び建具工事 業

平成二十 七年十一 月三十日	株式会社 ナンビ	代表取締 役 田口 登貴雄	下呂市森一六 九五 四	特二十二 一七〇九二	土木及び管工事業
平成二十 七年十一 月三十日	ファース 電業	森章	羽島郡笠松町 東陽町三六 七	般二十六 一〇一三六	電気、電気通信及 び消防施設工事業
平成二十 七年十一 月三十日	羽島ベイ ント工業	石原修身	羽島市下中町 城屋敷五三番 地	般二十六 一〇二二五	塗装工事業
平成二十 七年十一 月三十日	小澤建設	小澤昭宏	羽島市江吉良 町二二六八番 地	般二十三 一〇二四五	左官及びとび・土 工工事業
平成二十 七年十一 月三十日	海慎産業	垣内慎太 郎	高山市松之木 町二〇六四番 地	般二十四 八五〇一八 〇	土木、石、鋼構造 物、ほ装、しゅん せつ及び水道施設 工事業
平成二十 七年十二 月二日	栄和通信 有限会社	取締役 山下忠之	揖斐郡池田町 願成寺四番地 の二	般二十五 三〇〇〇七 六	電気通信工事業
平成二十 七年十二 月三日	能登屋板 金本店	渡辺勝郎	美濃加茂市本 郷町九一四 七	般二十一 一七二二二	屋根及び板金工事 業
平成二十 七年十二 月三日	山田組	山田正彦	岐阜市則松四 丁目七二二 二	般二十四 一〇一八二	大工及びとび・土 工工事業
平成二十 七年十二 月四日	美笠建設 株式会社	代表取締 役 内方 光一	高山市奥飛騨 温泉郷栃尾三 八番地一	般・特二十 四 二四九 七	建築及び造園工事 業
平成二十 七年十二 月十四日	中垣工務 店	中垣雅詞	岐阜市長良西 山前四四番地 一三	般二十四 一〇〇二三 四	建築及び大工工事 業
平成二十 七年十二 月十四日	有限会社 中村建築	代表取締 役 中村 將義	飛騨市神岡町 麻生野二三番 地の一	般二十一 九五〇〇五 六	建築工事業

平成二十七年十二月十七日	デコプロ ジェクト 合同会社	代表社員 後藤達也	岐阜市茜部菱 野四丁目三三 番地	般二十三 一〇二四七	建築工事業
平成二十七年十二月二十一日	野口組	野口真司	岐阜市福富一 三四番地一	般二十六 一〇二二四	大工工事業
平成二十七年十二月二十一日	株式会社 クレドリ ノベシヨ	代表取締役 西岡 徹人	羽島郡岐南町 上印食八丁目 一三三番地一	般二十三 一〇二四〇	建築、大工、屋根、 タイル・れんが・ ブロック及び内装 仕上工事業

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により恵那市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年一月十九日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 作業機関
恵那市
- 二 作業種類
公共測量（基準点測量、水準測量及びT S現地測量）
- 三 作業期間
平成二十八年一月十五日から
同 三十四年三月三十一日まで
- 四 作業地域
恵那市長島町正家地内

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次の

とおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十八年一月十九日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	住居	所
岐阜市古市場土地改良区	平成二十七年三月三十一日	理事	國島保夫	同	一九九番地一
同	同	同	國島文雄	同	五六〇番地
同	同	同	國島清美	同	五三一番地
同	同	同	大塚徳一	同	三五一番地八
同	同	同	島塚賢治	同	三五四番地一
同	同	同	國島嘉樹	同	三三九番地
同	同	同	島塚武夫	同	三〇七番地一
同	同	同	島塚厚美	同	二七〇番地二
同	同	同	宮部勝見	同	三三三番地
同	同	同	宮部敏之	同	三三〇番地
同	同	同	松岡静典	同	一一一番地一
同	同	同	宮部義秋	同	一一一番地二五
同	同	同	宮部義秋	同	三三〇番地一

就任した役員

土地改良区名	就任年月日	役名	氏名	住居	所
岐阜市古市場土地改良区	平成二十七年三月三十一日	理事	國島節司	岐阜市古市場	一九九番地一
同	同	同	島塚賢治	同	三四九番地
同	同	同	島塚正治	同	三三四番地

同	國島文雄	同	五三一番地
同	國島政美	同	五一一番地二
同	國島清美	同	三五一番地八
同	大塚徳一	同	三五四番地一
同	國島嘉樹	同	三〇七番地一
同	島塚武夫	同	二七〇番地二
同	宮部勝見	同	三三〇番地
同	宮部敏之	同	三三一番地一
同	松岡靜典	同	一一一番地二五
同	宮部義秋	同	三二〇番地一

土地改良区役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十八年一月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区	各務用水	平成	理事	島田泰康	各務原市那加土山町二丁目一〇番地
土地改良区	各務用水	二七・八三			

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十八年一月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

土地改良区名	認可年月日
席田井水土地改良区	平成二八・一・七

平成二十八年一月十九日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社